

受任者（署名を集める人）の手引き

受任者について

Q：受任者になれる人は？

A：石垣市の有権者であれば、誰でも受任者になれます。

石垣市の有権者とは、石垣市の選挙人名簿に登録されている人のことです。

石垣市の有権者でない人が、「受任者」として集めた署名は、全て無効になります。

Q：受任者になる手続きは？

A：「石垣市条例制定請求者署名簿 受任者用」と書かれた署名簿の4頁「委任状」の「受任者記入欄」太枠内に、必要事項（住所、氏名、生年月日、性別）を記入するだけです（太枠外には何も書かないでください）。届出などは不要です。

受任者が署名簿を何冊か受け持つときは、全ての「受任者記入欄」太枠内に必要事項を記入してください。

Q：受任者が受任者を増やしても良いか？

A：大歓迎です。

石垣市の有権者であることを確認の上、新しい署名簿を渡して、「受任者記入欄」太枠内に必要事項を記入してもらえば、受任者になってもらえます。

新しい受任者には、この「手引き」（コピーもOK）を渡すなどして、要点を説明してください。

新たな受任者が決まりましたら、事務所までご一報ください。

署名簿について

Q：署名簿をコピーしたものを、新しい署名簿として使って良いか？

A：いけません。

必ず4頁の「委任状」に請求代表者全員の印鑑が押されている署名簿を使ってください。

受任者は、**請求代表者の印鑑**の押し忘れがないかチェックし、もしあれば事務局に連絡してください。なお、署名簿表紙（1頁）右下の欄には、何も書かないでください。

署名の集め方

基本的なことは、署名簿5頁の「署名するときの注意」と「記入例」に書いてありますが、よく質問がある部分について補足します。

Q：署名期間はいつからいつまで？

A：石垣市が請求代表者に代表者証明書を交付してその旨告示した日から1カ月間が署名期間です。

今回の署名期間は、10月31日から11月30日までとなります。

署名期間外にもらった署名は無効になります。

Q：受任者はどこに署名すれば良いか？

A：受任者は、受け持つ署名簿のうち**1冊のみ**を選んで、その先頭行（6頁の番号「1」の行）に署名します。それ以外の署名簿には署名しないでください。

受任者になる前にすでに他の署名簿へ署名した場合は、署名しないよう注意してください。

Q：誰が署名できるか？

A：石垣市の有権者だけです。それ以外の方が署名しても無効になります。

署名できるのは、1人1回きりです。

Q：鉛筆や赤ペンで署名しても良いか？

A：それで無効になった例は無いそうです。

Q：署名欄に記入すべきことは？

A：署名日、住所、生年月日、氏名を書き、さらに押印します（**指印でも可**）。

Q：書き損じの訂正は？

A：2、3文字なら2本線を引いて、続けて書き直しても良いし、2本線を引いて、次の欄に書き直しても良いそうです。

Q：空行があると無効になるのか？

A：はい、署名欄の署名の途中で空行があると、そこから下の署名が全部無効になるそうです。うっかり空行が出来てしまったときは、その行を書き損じとして、2本線を引いてもらってください。

もちろん、署名欄は全部埋めなくても良いので、ある行以下が全部空行という場合は、全く問題ありません。

Q：署名日の日付が逆転していると、無効になるのか？

A：はい、無効になるそうです。

間違って逆転する日付を書いてしまったときは、2本線を引いて書き直してもらってください。

Q：「住所は、住民票に登録（記載）されている住所」とは？

A：必ずしも今住んでいる住所ではなく、市に届けてある住所のことです。ただし、「字」をつけなくても良く、「とのしろ」のようにひらがなでも構いません。「番地」はハイフンで繋いでも良く、アパート名なしで、部屋番号だけでも良いそうです。

例えば、「字真栄里305番地57 ひまわり荘 11号室」は、「まえさと305-57-11」でも良いということです。

Q：氏名は、自分で書いてもらわないといけないのか？

A：はい、それが原則です。本人の署名と確認できるよう、必ず自分で書くものです。

「同じ家族だから私がまとめて書く」は不可です。同じ姓が並ぶ場合でも「〃」はだめで、略さず書いてもらう必要があります。ただし、氏名はひらがな書きでも良いそうです。

Q：どんな場合でも代筆はだめなのか？

A：いいえ、心身の故障などの理由があるときは、石垣市の有権者である人（家族など）に代筆してもらうことができます。ただし、署名の請求代表者と受任者は、代筆者にはなれません。

代筆者には、代筆した行の右にある「代筆者の住所、生年月日、氏名」欄に、自分の住所、生年月日、氏名を記入し、押印してもらってください。

Q : 「押印」は、指印で良いのか？

A : はい。街頭で署名をもらうときなどは、指印を活用してください。ハンコは、三文判、シャチハタも OK で、同じ家族のハンコは、同じものを使っても良いそうです。

その他にも不明な点等があれば事務所までお問い合わせください。

石垣市字登野城 660 番地 2
「石垣市住民投票を求める会」
TEL 0980-83-0501